

# 大規模地震・津波発生時の 航路啓開作業への対応

---

平成27年3月20日

近畿地方整備局 港湾空港部

# 1. 優先啓開航路について(案)

# 1. 優先啓開航路について(案)

- ・海溝型地震時の航路啓開の優先順位については、海溝型地震時の大阪湾BCP(案)に考え方を示しているところであり、被災状況等に応じて、近畿地方整備局が中心となって啓開順位を見直すこととなっている。
- ・平成26年12月に行った訓練結果では、優先して啓開する航路を決めるための調整の場が必要との意見であったが、第7回大阪湾港湾機能継続計画推進協議会では、南海トラフ巨大地震のような広域災害となれば、国が主体となって作業船を配船することが想定されるので、近畿地方整備局が中心となって優先啓開航路を決める必要があるとの意見があった。



近畿地方整備局は、必要に応じて関係機関と調整の上、優先啓開航路を決定したい。

## <海溝型地震時の大阪湾BCP(案) P8より >

- \* 航路啓開する経路の優先順位は、同一府県・同一港内において以下の考えに従い実施する。なお、被災の状況に応じて、近畿地方整備局が中心となって啓開順位を見直すものとする。
  - 1)堺2区基幹的広域防災拠点に接続する水域
  - 2)緊急物資輸送用の耐震強化岸壁に接続する水域
    - i)国際コンテナ物流の用に供する耐震強化岸壁と共通して利用可能な水域
    - ii)その他の緊急物資輸送用の耐震強化岸壁
  - 3)国際コンテナ物流の用に供する耐震強化岸壁に接続する残水域
  - 4)復旧・復興に必要なエネルギー関連の岸壁に接続する水域
- \* エネルギー関連の航路泊地等の啓開については、需要や被災の状況に応じ、近畿地方整備局が中心となって、関係者と調整の上、手順の変更を行う。

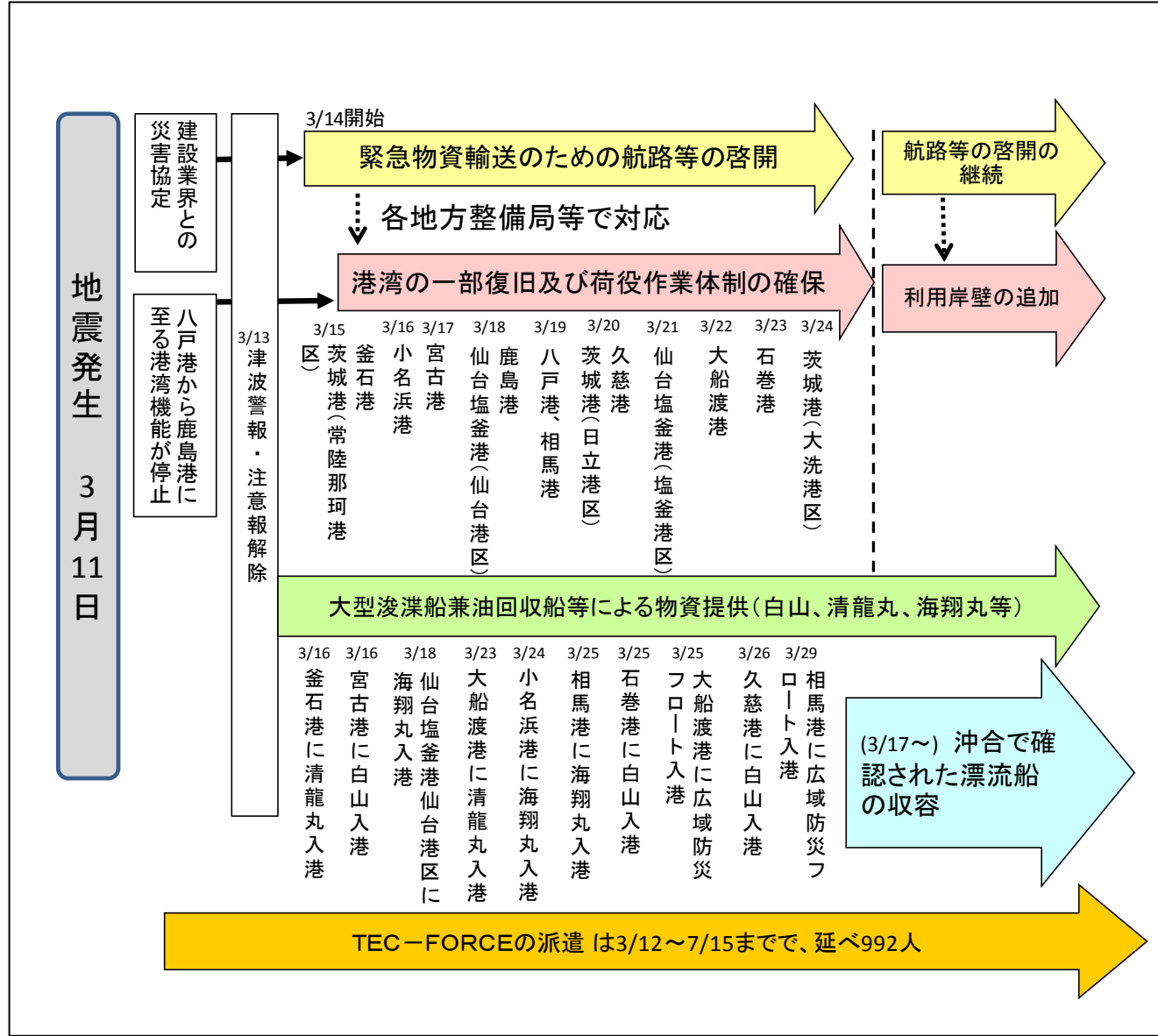
# (参考)東日本大震災時における港湾の初動対応



写真-3 副局長室で打ち合わせ（二日町）

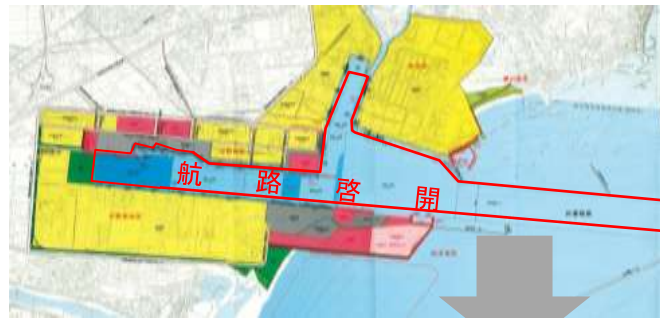
当局から協定に基づいて航路啓開のための作業船団の呼集を要請したが、マリコン各社からは東北太平洋側沿岸には稼働できる作業船団が皆無であり、他から動かせるだろう船団は4船団しかないとの回答である。被災10港に2船団ずつ貼り付けても20船団が必要である。このため、会社を問わず早期に船団を集め、沖合で大津波警報の解除を待って現場に到着できる船団から、順次優先度の高い航路啓開に投入するとの基本方針の下で、至急全国から作業船団を呼集してもらうこととした。その後、マリコン各社の支店長と津田部長以下の東北地方整備局担当者との調整会議は連日定期的に行われることとなる。

(出典:「年報:2012No.46 国土交通省東北地方整備局の対応 宮本卓次郎」、港湾学術交流会)



# (参考) 仙台塩釜港(仙台港区)の航路啓開

## ■ 仙台塩釜港(仙台港区)の航路啓開



- 平成23年3月14日 海底状況の確認調査開始
- 平成23年3月15日 航路啓開作業に着手、高松埠頭岸壁前面の音速深浅測量実施、ナローマルチビームによる海域地形測量実施
- 平成23年3月17日 高松埠頭(-12m)1バースが利用可能となり、九州地方整備局の海翔丸が入港し、支援物資及び資機材を搬入。
- 平成23年3月18日 高松埠頭(-12m)1バースが一般開放、引き続き航路啓開作業及び海域地形測量実施
- 平成24年1月10日 公共岸壁(-4.5m以上)22バース中21バースが開放(一部暫定)
- 平成24年1月22日 外貿定期コンテナ航路である北米航路が再開

## ■ 測量による異常点分布状況 531地点

● 揚収地点



障害物の撤去状況 (5月21日 作業終了)  
(揚収物の内訳)  
コンテナ 335個、自動車 26台、その他 74個

## ■ 障害物の引き揚げ作業



# (参考)東日本大震災時における港湾の利用開始時期



都道府県	港名	岸壁の利用可能時期※		緊急物資、燃料等を積載した第一船の入港時期
		災害対策利用	一般利用	
青森県	八戸港	3月14日 (吃水制限9m)	3月19日 (吃水制限9m)	3月23日
岩手県	久慈港	3月15日 (吃水制限8m)	3月20日 (吃水制限8m)	3月26日
	宮古港	3月15日	3月17日	3月16日
	釜石港	3月15日	3月15日	3月16日
	大船渡港	3月22日 (吃水制限9.5m)	3月22日 (吃水制限9.5m)	3月23日
宮城県	石巻港	3月23日 (吃水制限10.2m)	3月23日 (吃水制限10.2m)	3月23日
	仙台塩釜港(塩釜港区)	3月21日	3月21日	3月21日
	仙台塩釜港(仙台港区)	3月16日	3月18日	3月17日
福島県	相馬港	3月19日 (原則は日中航行のみ)	3月19日 (原則は日中航行のみ)	3月25日
	小名浜港	3月15日 (原則は日中航行のみ)	3月16日 (原則は日中航行のみ)	3月18日
茨城県	茨城港(日立港区)	3月20日 (吃水制限9m)	3月20日 (吃水制限9m)	3月27日
	茨城港(常陸那珂港区)	啓開作業は不必要	3月15日	— (4月6日:RORO船)
	茨城港(大洗港区)	3月24日 (吃水制限5m)	3月24日 (吃水制限5m)	— (6月6日:定期フェリー)
	鹿島港	3月18日 (吃水制限8m)	3月18日 (吃水制限8m)	3月25日

※災害対策利用とは港湾の一部の岸壁に係る啓開作業が終了し緊急物資輸送船舶等が利用可能になること。

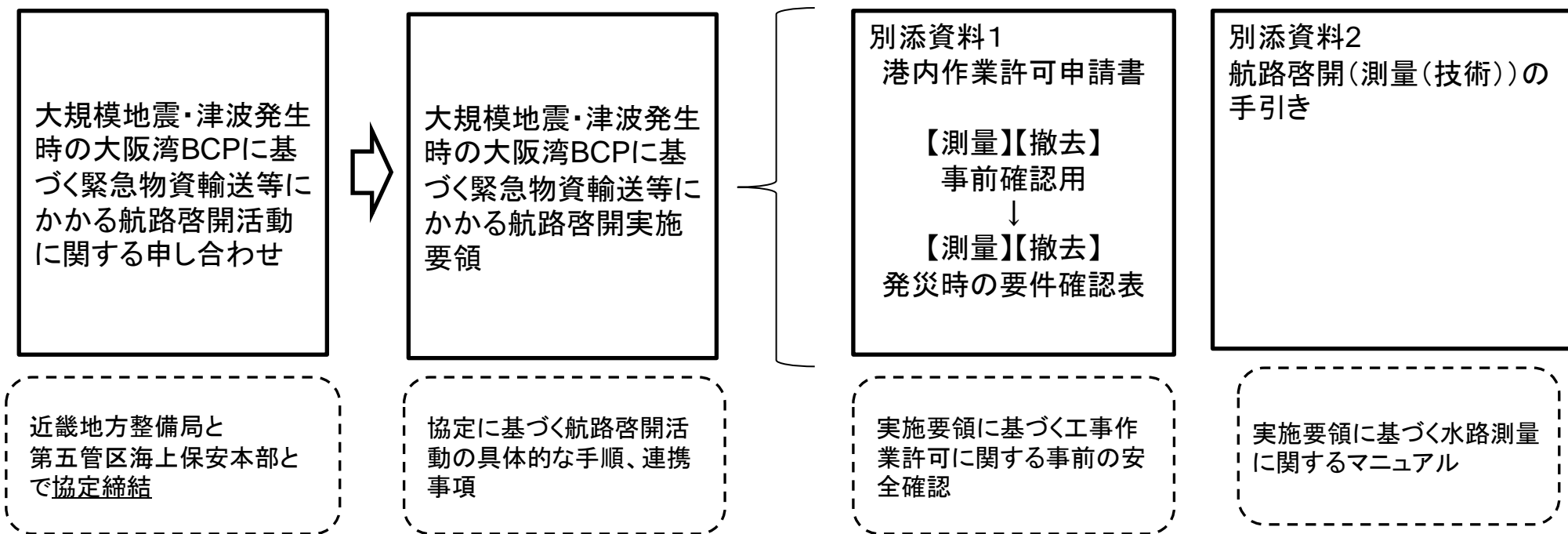
※一般利用には港長(海上保安部)による安全の確認が必要。

## 2. 迅速な航路啓開の手続きについて

## 2. 迅速な航路啓開の手続きについて

- ・海溝型地震時の大阪湾BCP(案)では、「迅速な作業着手ができるよう、予め、各拠点の応急復旧に必要な海上工事に関する手続き書類を準備しておく。」となっている。
- ・そのため、第五管区海上保安本部と近畿地方整備局とで協議を行い、海上工事に関する手続き書類の事前準備や航路啓開に係る測量に関する技術的ポイントをまとめた。

### 【 近畿地方整備局と第五管区海上保安本部との協定 】





## 2. 迅速な航路啓開の手続きについて

### ・協定締結による港内作業許可申請書の具体的な手続きの流れ

#### 【協定締結前】

【発災前】  
特になし

【発災後】  
作業許可申請書を作成し、港長協議を行う。



作成書類のイメージ



#### 【協定締結後】

##### 【発災前】 事前確認用

発災前に確認できる要件を確認し、作業許可申請書を作成する。確認できない部分は空欄として港長協議を行う。



作成書類のイメージ

##### 【発災後】 発災時の要件確認表

発災後でなければ確認できない要件を抽出したものを作成し、発災後に提出する。



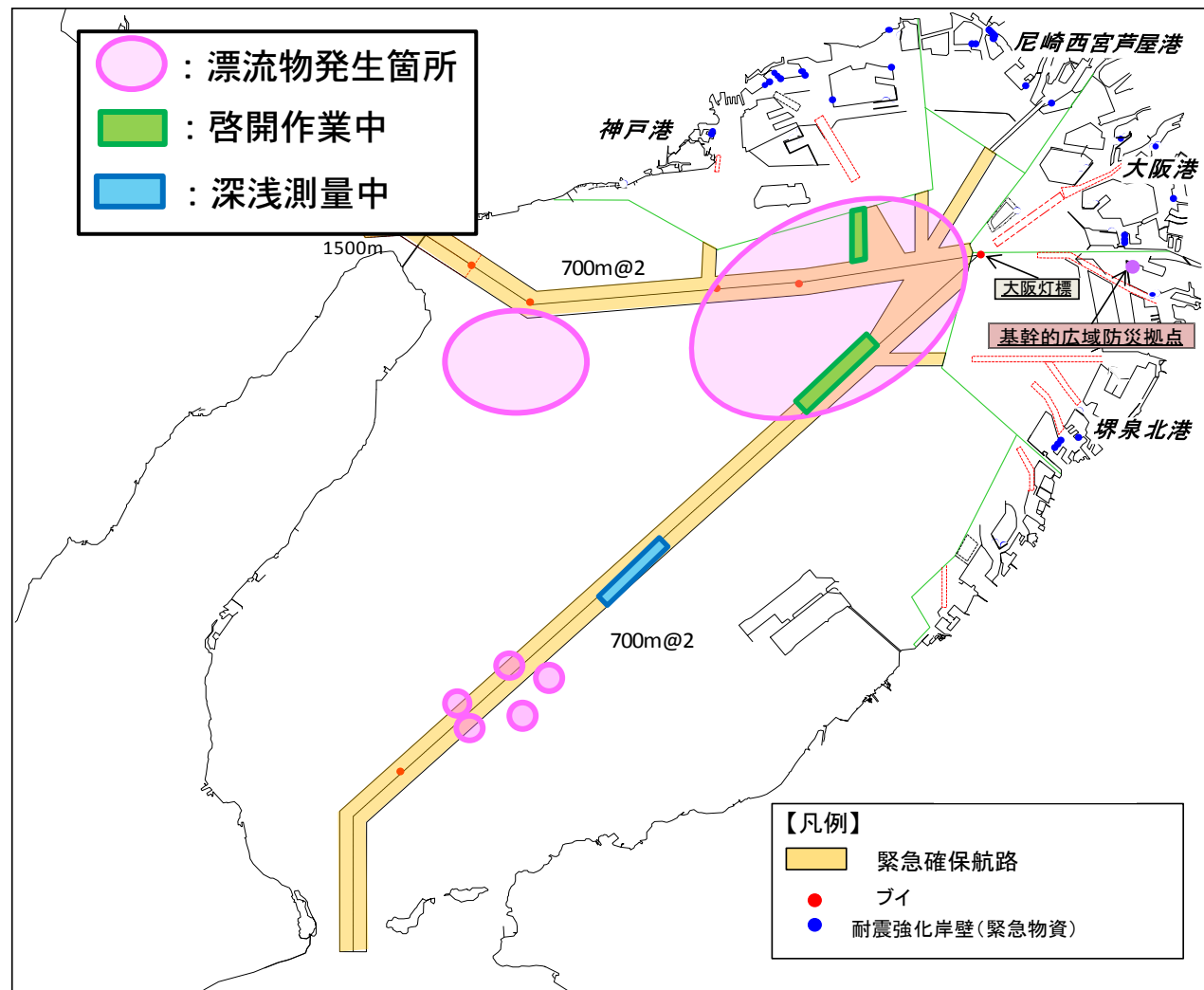
作成書類のイメージ

### 3. 大阪湾に係る緊急確保航路の 啓開作業の情報提供について

# 3. 大阪湾に係る緊急確保航路の啓開作業の情報提供について 国土交通省

・緊急確保航路の啓開作業等に関する情報提供については、「大阪湾運航サポート協議会」も活用する方向で検討している。また、以下に示す図のような情報提供を検討している。

図 H.P.上での作業状況の提供イメージ



道路の啓開状況と航路の啓開状況を示した図



(出典:「くしの歯」接続点詳細図、東北地方整備局)

港湾の復旧状況を表した図

